

果樹生産者の皆様へ

申請受付

期間  
延長

剪定枝を炭に変え、土壤改良材へ

# 無煙炭化器購入補助

果樹剪定枝等を炭に変え、保肥力を高める土壤改良材として施用することで、  
化学肥料の施用低減を図る取り組みを支援

補助額  
購入費

50%  
上限  
10万円

消費税及び地方消費税、配送料、手数料、加工代を除く

## 対象製品

### 炭化器



果樹の剪定枝を効率良く炭にできます。  
CO2固定、温室効果ガス削減、土壤改良等に活用できます。

### 火消し蓋



蓋を使うと水をかけずに炭化ができます。

### 耐熱作業台



炭化の熱から地面を守る断熱作業台。  
炭や灰をしっかり受け止め、延焼や地面の焼け焦げを防止。

### 耐火作業棒



熱くなった炭や燃え殻を安全に扱うことができます。柄が長いので火から少し離れたところでも使用できます。

## 対象者は、次のすべてを満たす方

- 伊達市内に住所を有する果樹販売農業者等
- 市税の滞納がない方
- 令和7年11月4日から令和8年1月31日までの間に炭化器等が納品され、販売業者に対する支払いを終える方

## 対象者

すべてを満たす方

- 伊達市内に住所を有する果樹販売農業者等
- 市税の滞納がない方
- 令和7年11月4日から令和8年1月31日までの間に炭化器等が納品され、販売業者に対する支払いが終える方

## 対象製品

- 炭化器
- 炭化器用の蓋
- 炭化器用の耐熱作業台
- 炭化器用の耐火作業棒

## 補助額

- 対象製品の購入に要した費用（消費税及び地方消費税、配送料、手数料、加工代を除く。）の**2分の1**以内
- 上限：**100,000円**
- 1経営体に対し1回のみ補助

**申請受付を延長します！**

## 申請期間

- 令和7年11月4日(火)8:30～令和7年**12月19**日(金)17:15
- ※ 土日祝日の受付はできません。  
※ 予算の上限に達した時点で受付を締め切ります。  
※ 交付決定前に購入された炭化器等は該当しません。

## 提出書類

- 購入予定炭化器等に係る2者以上の見積書の写し
- 完納証明書
- 生産している果樹の種類が分かる書類
- 伊達市肥料価格高騰対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 伊達市肥料価格高騰対策支援事業補助金交付申請に係る同意書（様式第2号）

※ 対象製品**支払い後**に伊達市肥料価格高騰対策支援事業補助金実績報告書兼補助金交付請求書（購入製品の領収書と写真を添付）の**提出が必要**です。

## 申請方法

- 提出書類を添えて、直接窓口へ申請してください。

〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地  
(伊達市役所保原本庁舎中央棟3階)

産業部農政課 電話:024-573-5635



詳しくは市HPをご確認ください▶

## 無煙炭化器とは

無煙炭化器は、独自の形状により、縁で渦を巻くように燃焼する特徴的な対流燃焼を発生させ、未燃焼ガス（煙）が引き込まれて燃焼することによって、煙の発生が生じにくくなるとともに、外部からの空気が入りこまないため、酸欠による炭化が促進され、比較的短時間でバイオ炭が生成することができる機器です。

### 無煙炭化器のイメージ



引用先：モキ製作所HP